

保護者各位

桜野特別支援学校
校長 比嘉 淳
(公印省略)

インフルエンザ・コロナウイルス等の学校対応について

本校では、学校保健安全法施行規則と学校医の指導助言に基づき、以下の通り対応しています。医療的ケアを必要とする児が多く在籍することから他校よりも慎重な感染症対策を図っています。ご理解ご協力よろしくお願いします。ご不明点はお気軽にお尋ねください。

本人が新型コロナウイルスに罹患した場合

○発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで出席停止。

※発症日を 0 日目とカウントする。

※症状が軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。

(学校保健安全法施行規則第 19 条)

本人がインフルエンザに罹患した場合

○発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで出席停止。

※発症日を 0 日目とカウントする。

※抗ウイルス薬によって早期に解熱した場合も感染力は残るため、発症した後 5 日を経過するまでは出席停止とする。(学校保健安全法施行規則第 19 条)

同居家族に新型コロナウイルスまたはインフルエンザの罹患者がいる場合（協力依頼）

○児童生徒と長時間関わっている家族等が罹患した場合は、発症日を 0 日目として 5 日間（インフルエンザは潜伏期間が短いので 3 日間）は登校を控えるよう協力お願いします。（出席停止扱い）

※登校する場合はしばらくの間別室対応とします。

○その他の家族が罹患した場合は、本人の発熱、風邪症状がなければ登校可能。その場合は、最終接触日よりしばらくの間、別室登校等の対応となります。

「発熱」や「普段と異なる風邪症状」がある場合（協力依頼）

○急な発熱や高熱の場合は病院受診をお願いします。受診後、感染症の疑いがない場合は症状が治まるまで自宅療養し、症状が治まったら登校可能。受診ができない場合は、解熱した日を 0 日目として解熱後 2 日間の自宅療養をお願いします。

※登校する場合は 2 日程度医ケア生、センター生との接触は控えます。

○咳等の風邪症状がひどい場合も医ケア生、センター生との接触は控えます。

職員の同居家族が新型コロナウイルスまたはインフルエンザに罹患した場合は、罹患者との最終接触日を 0 日目として 5 日間（インフルエンザは 3 日間）医ケア生、センター生との接触を控えています。その他児童生徒は感染対策をしっかりと行いながら対応しています。ご理解よろしくお願いします。